

重要なお知らせです

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の届出も行った法人はこちらの実績報告書も合わせてご提出ください。

令和元年度の様式をダウンロードして、ご提出ください。

令和元年度に届出を行っていない法人にも、参考にお送りしています。

事 務 連 絡
令和2年 6月12日

障害福祉サービス事業運営法人（事業所）等
代表者 様

東京都福祉保健局障害者施策推進部
地域生活支援課長

令和元年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算実績報告の提出について（依頼）

日頃より、東京都の障害福祉行政への御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。
標記の加算について、令和元年度（サービス提供月が平成31年4月から令和2年3月までの分）
の実績報告を下記のとおり御提出いただきますようお願いいたします。

記

1 報告対象

令和元年度福祉・介護職員処遇改善(特別)加算（以下「処遇改善加算」という）の届出を行った全ての法人(事業所)

※サービス提供が無く実際の加算額が0円の場合も提出が必須です。

※福祉・介護職員等特定処遇改善加算（以下「特定加算」という。）の届出も行った法人は、
こちらの実績報告書もあわせてご提出ください。

2 報告単位

届出を行った単位ごと（法人一括で届出を行った場合は法人一括で、事業所単位で届出を行った場合は事業所単位で実績報告を作成して下さい。）

3 提出期限

令和2年7月31日（金曜日）郵送必着

※新型コロナウイルス感染症への対応により、提出期限が間に合わない場合は、令和2年8月以降、東京都から確認の電話をさせていただきますので、法人からの事前連絡は不要です。
（注 厚生労働省の事務連絡に基づく措置です。）

4 提出様式

東京都障害者サービス情報ホームページの書式ライブラリー（下記URL）に掲載しておりますので、提出様式をこちらからダウンロードしてください。

【障害者サービス情報 書式ライブラリーURL】

<http://www.shougaifukushi.metro.tokyo.jp/Lib/LibDspCatego.php?catid=022>

「書式ライブラリー」→「B 処遇改善（特別）加算等に係る様式類」

→「令和元年度実績報告（加算・特別加算）等」

5 留意点

（1）実績報告の提出について

年度途中に廃止・休止した場合や、加算を受け取っていない場合であっても、計画書を提出している場合には実績報告の提出が必要となります。

なお、実績報告書を提出いただけない場合、加算額以上の賃金改善が行われない場合など、加算の算定要件を満たしていない場合には、全額返還となる場合があります。

（2）八王子市の中核市移行に伴う書類提出先の一部変更について

平成27年4月1日から八王子市が中核市に移行しました。

提出先及び必要書類を十分に御確認の上、御提出をよろしくお願いいたします。

（3）厚生労働省事務連絡（令和2年5月27日付）の間30において、「新型コロナウイルス感染症への対応により、令和元（平成31）年度の計画書の賃金改善計画内の処遇改善加算の従業者への支給が困難となり、かつ期間を超えて処遇改善加算の従業者への支給がなされることが見込まれる場合に、臨時的な取扱いができること」が示されました。東京都の対応については、4に記載のURLで案内していますので、ご確認ください。

6 提出・問合せ先

（1）東京都担当部署

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課処遇改善加算担当（障害福祉）

電話：03-5320-4230

受付時間：午前9時00分から正午、午後1時00分から午後5時30分まで（平日のみ）

（2）八王子市担当部署 （※八王子市へ提出する場合のみ）

〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1

八王子市福祉部障害者福祉課事業者指定担当

電話：042-620-7479

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（平日のみ）